

ひかり補償（E）お見舞金内容と申請時必要書類

2014/11/26

対象端末	対象期間	お見舞金額			お見舞金請求に必要なもの	利用回数制限
		修理可能な場合	修理不能な場合	水濡れ・水没の場合		
ノートPC	5年	最大 50,000円	再購入額の 50% (最大補償額 25,000円)	最大 10,000円	■ 修理可能な場合（一部故障） ①当社指定の事故状況説明書兼お見舞金請求書 ②修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等、故障を証明できるもの ③損害状況・損害品の写真 ④メーカーの発行する保証書 ■ 修理不能な場合（全損） ①当社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書 ②修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不可であることを証明できるもの ③損害状況・損害品の写真 ④新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの ⑤修理不可となった対象端末のメーカーの発行する保証書	年1回
スマートフォン						
タブレット						
ルーター	3年	最大 10,000円	再購入額の 50% (最大補償額 5,000円)	最大 3,000円		
ゲーム機						
音楽プレーヤー						

〈対象端末〉

※お見舞金の対象は、上記対象端末のいずれか1つとなります。

※初回求償後、対象端末の登録を行います。2回目以降の求償は対象端末のみ求償の対象端末とします。

※一度対象端末が特定された後、対象期間を超過した場合は、対象端末の登録は解除され、新たに対象端末の登録を行えるものとします。

※サービス申込日より1年（起算日は利用開始日）以前に購入した端末は対象外とします。

※日本国内で販売されたメーカー純正品が補償対象です（携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く）

〈対象期間〉

※対象端末に応じて、対象期間（起算日は製品購入日）をお見舞金のお支払い対象期間とします。

〈お見舞金額〉

※修理可能とは、メーカー等での修理・交換が可能な場合です。この場合、修理・交換費用を上記金額を最大としてお見舞金をお支払致します。

※修理不能とは、メーカーでの修理が不可能なため、同等品を購入した場合です。この場合、再購入費用を上記金額を最大としてお見舞金をお支払致します。

※対象期間は、端末購入日からの期間です。□